

鳥取縣公報

選舉告示

◇選舉告示第八号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉につき第一選挙区の選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員會委員選挙第一選挙区

選挙長 山 根 誠四郎

選挙会場 鳥取市東町 岩美地方事務所

選挙会日時 昭和二十四年九月二十二日午前十時

◇選舉告示第九号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉において届出に係る選挙立会人が農地調整法第十五條

昭和二十四年九月十四日
外 水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員會委員選挙第一選挙区

選挙長 山 根 誠四郎

互選又はくじを行う場所 鳥取市東町 岩美地方事務所
日時 昭和二十四年九月十九日 午後一時

◇選舉告示第七号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉につき第二選挙区の選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員會委員選挙第二選挙区

鳥取縣公報

投票告示

昭和二十四年九月十四日
外 水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の五選又は
はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会選挙第一選挙区

第二投票区投票管理者 糸谷 仲治

互選又ははくじを行う場所 岩美郡浦富町浦富町役場

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

同

◇投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條

ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の五選又

はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日
鳥取縣農地委員会選挙第一選挙区

◇投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條

ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の五選又

はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会選挙第一選挙区

第一投票区投票管理者 山根誠四郎

互選又ははくじを行う場所 鳥取市東町岩美地方事務所

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

同

◇投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

00082

第三投票区投票管理者 萩原 正

互選又はくじを行う場所 八頭郡賀茂村八頭地方事務所
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第四投票区投票管理者 武田市三郎

互選又はくじを行う場所 八頭郡若櫻町若櫻町役場
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第五投票区投票管理者 大坪 富久

互選又はくじを行う場所 八頭郡智頭町智頭町役場
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第六投票区投票管理者 中島 榮

互選又はくじを行う場所 氣高郡浜村町氣高地方事務所
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第一号

00083

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第七投票区投票管理者 石脇 清一

互選又はくじを行う場所 氣高郡大正村大正村役場
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第一投票区投票管理者 篠田伊三郎

互選又はくじを行う場所 米子市東町西伯地方事務所

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第二投票区投票管理者 山根 英夫

互選又はくじを行う場所 西伯郡所子村所子村役場
日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

00084

鳥取縣農地委員会選挙第二選挙区

第三投票区投票管理者 坂田 勇

互選又はくじを行う場所 西伯郡手間村手間村役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第四投票区投票管理者 本池 寛行

互選又はくじを行う場所 西伯郡大篠津村大篠津村役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條

ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第五投票区投票管理者 沢 末春

互選又はくじを行う場所 東伯郡倉吉町東伯地方事務所

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第六投票区投票管理者 森田 幸一

互選又はくじを行う場所 東伯郡東郷村松崎村組合役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

00085

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第七投票区投票管理者 山田 茂藏

互選又はくじを行う場所 東伯郡八橋町八橋町役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第八投票区投票管理者 山田 芳美

互選又はくじを行う場所 日野郡根雨町日野地方事務所

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第九投票区投票管理者 山中 恒雄

互選又はくじを行う場所 日野郡溝口町溝口町役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第九投票区投票管理者 山中 恒雄

互選又はくじを行う場所 日野郡溝口町溝口町役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◆投票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係る投票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第九投票区投票管理者 山中 恒雄

互選又はくじを行う場所 日野郡溝口町溝口町役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

00085

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第十投票区投票管理者 舟越 寛治

互選又はくじを行う場所 日野郡日野上村日野上村役場

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

開票告示

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第一開票区開票管理者 山根誠四郎

互選又はくじを行う場所 鳥取市東町岩美地方事務所

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第二開票区開票管理者 糸谷 伸治

互選又はくじを行う場所 岩美郡浦富町浦富町役場

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第三開票区開票管理者 萩原 正

互選又はくじを行う場所 八頭郡賀茂村八頭地方事務所

00087

同日 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第四開票区開票管理者 武田市三郎

互選又はくじを行う場所 八頭郡若櫻町若櫻町役場

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第五開票区開票管理者 大坪 富久

互選又はくじを行う場所 八頭郡智頭町智頭町役場

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選

又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第六開票区開票管理者 中島 榮

互選又はくじを行う場所 氣高郡浜村町氣高地方事務所

日時 昭和二十四年九月十九日午後一時

◆開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五

00088

條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区

第七開票区開票管理者 石脇 清一

互選又はくじを行う場所 氣高郡大正村大正村投場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第一開票区開票管理者 篠田伊三郎

互選又はくじを行う場所 米子市東町西伯地方事務所

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第二開票区開票管理者 山根 英夫

互選又はくじを行う場所 西伯郡所子村所子村役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第三開票区開票管理者 液口 勇

00089

互選又はくじを行う場所 西伯郡手間村手間村役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第四開票区開票管理者 本池 寛行

互選又はくじを行う場所 西伯郡大篠津村大篠津村役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第五開票区開票管理者 沢 末春

互選又はくじを行う場所 東伯郡倉吉町東伯地方事務所

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選
挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五
條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選
又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第六開票区開票管理者 森田 幸一

互選又はくじを行う場所 東伯郡東郷村松崎村組合役場

同 日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選

挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第七開票区開票管理者 山田 茂藏

互選又はくじを行う場所 東伯郡八橋町八橋町役場

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第八開票区開票管理者 山田 芳美

互選又はくじを行う場所 日野郡根雨町日野地方事務所

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第九開票区開票管理者 山中 恒雄

互選又はくじを行う場所 日野郡溝口町溝口町役場

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第十開票区開票管理者 舟越 寛治

互選又はくじを行う場所 日野郡日野上村日野上村役場

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

◇開票告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員選挙において届出に係かる開票立会人が農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分につき二人を超える場合の互選又はくじは次のように行う。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣農地委員会委員選挙第二選挙区

第十一開票区開票管理者 舟越 寛治

互選又はくじを行う場所 日野郡日野上村日野上村役場

日時 昭和廿四年九月十九日午後一時

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町 印刷所 鳥取縣鳥取市東町 印刷所

所長
 課長
 課長
 課長

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十五号

昭和二十四年八月十八日執行の、氣高郡中鄉村農地委員會委員選舉における當選の効力に關し、同村大字山田百九十番地 植田知喜 より提起された訴願について、昭和二十四年九月十四日當委員會において、これを次のとおり裁決したので地方自治法第六十六條第三項の規定により告示する。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣選舉管理委員會

裁 決 書

鳥取縣氣高郡中鄉村大字山田百九拾番地

訴願人 植田 知喜

この訴願の要旨は、昭和二十四年八月十八日執行の氣高

昭和二十四年九月十四日
 号 外



郡中鄉村農地委員會委員選舉において、訴願人は五十一票をもつて當選したが、第三号委員候補者 石谷富平の異議申立により、中鄉村選舉管理委員會は、昭和二十四年八月二十二日委員會を開いて、石谷富平を當選者と決定し、訴願人は落選者となつたが、その決定には、訴願人は承服することができないというのである。

その理由とするところは、
 一、中鄉村選舉管理委員會は、石谷富平の異議申立に對する決定にあたり、候補者の何人を記載したかを確認し難い無効投票一票を、「何人を記載したかを確認し得るもの」と判定し、候補者の何人の有効投票であるという決定をしないにも拘わらず、これを直ちに石谷富平の有効投票に算入したため、石谷富平の得票数は五十一票となり、訴願人の得票数五十一票と同数となつた。

二、中郷村選挙管理委員会は、選挙会を開かずして、昭和二十四年八月十八日の開票所における開票立会人（誤つて開票立会人といつたもので選挙立会人と呼ぶべきものである）でない、尾崎一雄、吉田 肇 を立会人としてくじを行い、当選落選を決定した。しかも訴願人は、当日のくじは延期して貰うよう、氣高郡中郷村大字山田百九拾壹番地 伊藤 豊 を代理者として、中郷村選挙管理委員会委員長であり、且つ選挙長である、山崎徳一郎 に対し交渉させたところ、当日のくじは行わないことになつていたにも拘わらず、訴願人に無断でくじをした。

三、昭和二十四年八月十八日の選挙会で無効と決定した一票を、中郷村選挙管理委員会において有効投票と決定したことは、手続上において違法である。というのである。

これに対する中郷村選挙管理委員会の弁明の要旨は、一、昭和二十四年八月二十二日 石谷富平 より当選の効力について異議申立があつたので、当日午後二時三十

分選挙管理委員会を開き、昭和二十四年八月十八日の選挙会において、無効と決定した 石谷富平 と判断される投票について、慎重審議した後裁決に移り、他人の意思の反映を避けるため、その裁決の方法は無記名投票とした。その結果は、

有効投票と判定した者 四名
無効投票と判定した者 なし

であつて、選挙管理委員会は、石谷富平 の有効投票と決定した。

二、昭和二十四年八月二十三日選挙会を開いたが、これに対する告示を忘つていたことは事実である。

なお立会人を当初の開票立会人（誤つて開票立会人といつたもので選挙立会人と呼ぶべきものである。）としなかつたことは事実であるがその理由は、当初の場合は、立会人の意見が一方的であつたように見受けられたので、第三者を選任したものである。又くじにあつて、無断で執行したとあるが、訴願人に対し昭和二十四年八月二十二日附をもつて、当選人をくじによ

つて決定するから、本人又は代理人は出頭するよう通知書を出してある。然るに訴願人の代理人 伊藤 豊 より、くじにあつたつては、本人も代理人も絶対に出頭しないという通知があつたので、職権によりくじは出来ることがあると傳えた。

三、選挙管理委員会において、無効投票の中一票を有効投票と確認したことは、手続上何等違法でない。というのである。

そこで当委員会において、この訴願書を受理し審査するに、
一、訴願人の主張する投票の効力については、昭和二十四年八月十八日行われた中郷村農地委員会委員選挙の無効投票五票について点検するに

- 候補者でない者の氏名を記載したもの 三票
- 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 一票
- 石谷富平 の投票の投票と認められるもの 一票

あり
この 石谷富平 の投票と認められるという投票は、

墨汁で記載され、未だ乾燥しないうちに折疊んだため、記載の文字が折重つている部分があり、判読し難くなつたものであるが、石谷 という文字は判読できるが、あとの部分については判読し難い。

然し乍らこの度の選挙は、立候補の届出制を認め、候補者でない者の氏名を記載した投票を無効としている制度下において、且つ投票は選挙人の意思を表明するものである以上、判読して立候補者のうち、何人かに投票したものと認められる限り、その者の有効投票とみるべきであり、石谷 という候補者が他にないのであるから、この投票は 石谷富平 の有効投票とみるのを至当とすべきであつて、無効投票であるという訴願人の主張はこれを採用することはできない。

従つてこの投票を、石谷富平 の得票数に加えると、同人の得票数は五十一票となり、訴願人の得票数と同数となる。

然るに、中郷村選挙管理委員会が昭和二十四年八月二十二日、石谷富平 の異議申立の決定にあたり、こ

の投票を、石谷富平の有効投票と認めながら、單に「何人を記載したかを確認し得るものと判定する。」と決定したのみで明確に石谷富平の有効投票であり、従つて訴願人と石谷富平の得票数が同数となるから、訴願人の当選を無効とする旨の決定をなすべきであるに拘らずこれをしなかつたことは、明らかに失当といわなければならない。

二、訴願人の主張する当選人の決定については、当選人の決定ということは、昭和二十四年八月二十二日石谷富平の異議申立に対する、中郷村選挙管理委員会会の決定後において、選挙会で決定されるべきことであつて、このことについて中郷村選挙管理委員会に対し、何ら異議申立があつたものではない。

もともと訴願は、先づ市町村の選挙管理委員会に異議申立をなし、その決定に不服がある場合に始めて提起することができるものであつて、訴願人の主張する当選人決定の選挙会については、中郷村選挙管理委員会に異議申立がなされたものでなく、従つて当委員会において、直ちにこれを審査する限りではない。

よつて本訴願中昭和二十四年八月二十三日の氣高郡中郷村農地委員会委員選挙の選挙会に関する部分はこの

を却下する。

三、訴願人の主張する選挙会において、無効と決定された投票を、選挙管理委員会において有効投票と決定したことは違法であるということについては、異議申立を審理する機関は、選挙管理委員会であり、申立書を審理職権をもつて、他の証拠を検査し、事実を調査して後その決定をなすのは当然である。

従つて中郷村選挙管理委員会が異議申立を決定するにあたり、投票の効力について決定したことは、何ら違法ではなく当然であつて、違法であるという訴願人の主張は、これを採用することはできない。

以上の理由によつて、この訴願は、これを次のように裁決する。

裁 決

昭和二十四年八月十八日執行の氣高郡中郷村農地委員会委員選挙における石谷富平の異議申立に対し、昭和二十四年八月二十二日中郷村選挙管理委員会がなした決定はこれを取消し、植田知喜の当選を無効とする。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣選挙管理委員会

昭和二十四年九月十四日印刷
昭和二十七年九月十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所